

2024年1月31日

出荷者各位

東京食肉市場株式会社
牛肉営業部・受託部

と畜場法施行規則第15条における病歴・治療歴・動物用医薬品投与歴・

残留注射針報告の義務付けに伴う『出荷牛育成履歴申告書』の様式変更について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当市場へのお荷につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、上記の件につきまして、2003年に改正された「と畜場法施行規則第15条」に基づき、と畜検査申請書に病歴・治療歴・動物用医薬品等の使用状況の記載が義務付けられております。

当市場におきましても、2024年3月1日と畜分より、牛生体出荷者ならびに指定と場枠での出荷者の皆様には、『病歴・治療歴・動物用医薬品投与歴・残留注射針』の有無を『出荷牛育成履歴申告書』に記載し、提出していただくようになります。

病歴・治療歴・動物用医薬品投与歴・残留注射針の該当牛に関しては、以前よりいただいております個別報告の別紙も必要となりますので、『出荷牛育成履歴申告書』と一緒に提出していただくようお願い申し上げます。

病歴・治療歴・動物用医薬品投与歴・残留注射針の有無が不明ですと、と畜検査申請書が受理されないことが想定されます。必ず記載漏れがないようご確認のうえ、『出荷牛育成履歴申告書』をご提出ください。

また、現行の『出荷牛育成履歴申告書』につきましては、2024年3月1日からの様式変更に伴い使用不可となります。従来の個体情報に加え病歴・治療歴・動物用医薬品投与歴・残留注射針などの申告と一体化させた『出荷牛育成履歴申告書』となります。つきましては現行の『出荷牛育成履歴申告書』は2024年2月末までの申告書となりますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

安心・安全な食肉の流通のために動物用医薬品や異物が食肉中に残留していないことを確かめる情報でございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

添付資料：様式変更後『出荷牛育成履歴申告書』

別紙『病歴・治療歴・動物用医薬品投与歴・残留注射針申告書』

以上